

## (3 国・県・市の中小企業支援事業) 新型コロナウイルス感染症による経済活動への影響

項目	国	県	市
資金繰り	<p>各種融資制度 新型コロナウイルス感染症特別貸付(日本政策金融公庫) 商工中金による危機対応融資、マル経融資(本体枠を超えた融資)、小規模企業共済制度の「特例緊急経営安定貸付制度」、危機対応融資(日本政策投資銀行、商工組合中央金庫)、衛生環境激変対策特別貸付(対象:旅館業、飲食店営業、喫茶店営業を営む方)等を実施。</p>	<p>新型コロナウイルス感染症対応無利子資金 個人事業主(小規模事業者に限る、セーフティネット保証4号・5号・危機関連保証の認定を取得した者)を対象に、貸付限度額:4,000万円、無利子(当初3年間、4年目以降0.70%)保証料率:0%を実施。</p> <p>新型コロナウイルス対策貸付 セーフティネット保証4号・5号の取得者に対して、貸付限度額:2億8000万円、利子:0.70%+保証料率:0.80%=1.50%(一般保証:1.85%)を実施。</p> <p>経営活性化資金 セーフティネット保証取得者に対して、運転資金として貸付限度額:5000万円(金融機関所定金利)を実施。</p>	
雇用の確保・休業補償	<p>雇用調整助成金の特例措置の拡大 経済上の理由により、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、雇用の維持を図るための休業手当に要した費用を助成する制度です(特例措置の拡大:クーリング期間要件を撤廃、被保険者機関要件を撤廃、生産指標要件を緩和、対象者・助成率を拡充) 助成率:4/5(支給限度日数:通常+6か月)助成率:10/10(解雇を伴わない場合)助成額:日額上限額15,000円、休業等計画届の提出が不要等。</p> <p>休業中、自宅でインターネット等を用い教育訓練実施 助成金が2400円加算(雇用保険被保険者以外も対象)</p> <p>新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金 新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止の措置の影響により、事業主の指示で休業した中小企業の労働者のうち、休業中の賃金(休業手当)を受けられなかった方に対して、当該労働者の申請により、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金が支給されます(給付額:休業前賃金の8割(日額上限11,000円)、対象となる休業の期間:令和2年4月1日から9月30日まで)</p> <p>新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金 小学校等が臨時休業した場合等に、その小学校等に通う子どもの保護者である労働者の求職に伴う所得の減少に対応するため、有給の休暇を取得させた企業に対する助成金です(支給額:休業中に支払った賃金相当額×10/10(1日あたり8,330円を支給上限))</p> <p>働き方改革推進支援助成金(新型コロナウイルス感染症対策のためのテレワークコース) テレワーク用通信機器の導入・運用等(補助率:1/2(1企業あたり)の上限:100万円)</p> <p>「在留資格認定証明書」の有効期間延長 通常は「3か月間」有効であるところ、入国制限措置が解除された日から6か月又は2021年4月30日までのいずれか早い日まで有効。</p>	<p>休業要請事業者経営継続支援金 新型コロナウイルス感染症拡大に伴う緊急事態措置により、兵庫県が行った施設の使用停止や時間短縮の要請に応じてくださった中小法人・個人事業主を対象に、国の持続化給付金に加え、その事業の継続を支えるための支援金を県・市町が協調して支給します(給付額:10~100万円(法人)、5~50万円(個人))</p> <p>働き方・休み方改善コンサルタント 新型コロナウイルス対応で社員に特別休暇を与える時、具体的手続き等の支援を無料で実施。</p>	

項目	国	県	市
	<p>技能実習生の在留資格変更手続き 新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、(1)技能実習生が本国への帰国が困難である場合、(2)技能検定等の受検が速やかにできない場合又は(3)「特定技能1号」への移行に時間を要する場合に変更。</p>		
固定費(借金の返済、税金)の負担軽減	<p>実質無利子融資を活用した借入金の借り換え(日本政策金融公庫、民間金融機関等) 日本政策金融公庫等の実質無利子融資や、民間金融機関の信用保証付き借入金を実質無利子制度で借換等。</p> <p>共済契約者貸付利用者の延滞利子の免除(中小企業基盤整備機構) 令和2年4月7日時点で契約者貸付を受けている場合、延滞利子を約定償還期日から1年間免除。</p> <p>掛金の納付期限の延長等(中小企業基盤整備機構) 掛金の月額減額(月額1000円~70000円の範囲内で選択)または掛金の納付期限の延長(令和2年11月までの掛金の請求)を選択。</p> <p>厚生年金保険の納付の猶予制度 新型コロナウイルス感染症により事業所の経営状況等に影響があり、一時的に厚生年金保険料等を納付することが困難な場合は、年金事務所に申請することにより、法令の要件を満たすことで、原則として1年以内の期間に限り「換価の猶予(国税徴収法第151条の2)」が認められます。</p> <p>国税の納付の猶予制度 新型コロナウイルス感染症の影響により、国税を一時に納付することができない場合、所轄の税務署に申請すれば、法令の要件を満たすことで、原則として1年以内の期間に限り、換価の猶予が認められます(国税徴収法第151条の2)。 また、新型コロナウイルス感染症に罹患した場合等、個別の事情がある場合は、納税の猶予(国税通則法第46条)が認められる場合もあります。</p> <p>少額減価償却資産の特例 中小企業は30万円未満のテレワーク用設備(パソコンやソフトウェア)について、全額損金算入可能。</p> <p>中小企業経営強化税制の拡充 「デジタル化促進のための設備投資に係る新たな類型」追加。テレワーク用設備等導入する際、即時償却又は設備投資額の7%(資本金3000万円以下の法人は10%)税額控除。</p>	<p>借換等貸付拡充 既往借入金の返済資金(貸付利率:0.70%+保証料率:0.80%=1.50%、貸付限度額:2億8000万円、融資期間:10年以内(据え置き期間1年以内))</p> <p>新型コロナウイルス感染症特例リスクスケジュール制度(兵庫県中小企業再生支援協議会) 猶予期間:1年間(金融機関と資金繰り計画策定)、猶予期間:1年間資金繰りの継続サポート等。</p>	
事業継続	<p>持続化給付金 感染症拡大により、特に大きな影響を受けている事業者に対して、事業の継続を支え、再起の糧となる、事業全般に広く使える給付金(給付上限額:200万円(法人)、100万円(個人))</p> <p>家賃支援給付金 5月の緊急事態宣言の延長などにより、売上の減少に直面する事業者の事業継続を下支えするため、地代・家賃(賃料)の負担を軽減する給付金を支給します(給付上限額:600万円(法人)、300万円(個人))</p>	<p>経営相談体制の強化 経営課題解決に向け専門家派遣:1/2負担(約1.5万円/回、10回を限度)</p> <p>事業引継ぎ支援センターの活用 中小企業の円滑な事業承継を支援するために、事業承継に関する幅広いご相談をお受けし、M&amp;A先とのマッチングなどを行います。</p>	<p>川西市つながりづくり事業者支援金 新型コロナウイルス感染症により大きな影響を受けた事業者(原則、ひと月あたりの事業収入が前年同月比で20%以上50%未満減少)を対象に、事業の継続を支援するとともに、地域貢献活動を実施していただくことにより、産業の活性化と地域とのつながりづくりに寄与することを目的として10万円を支給します。</p>

項目	国	県	市
	経営資源引継ぎ補助金の活用 事業再編・事業統合等に伴う中小企業者の経営資源の引継ぎに要する経費の一部を補助する事業を行うことにより、新型コロナウイルス感染症の影響が懸念される中小企業者に対して、(1)経営資源の引継ぎを促すための支援、(2)経営資源の引継ぎを実現させるための支援によって、新陳代謝を加速し、我が国経済の活性化を図ります。		
設備投資・経営環境の整備	業種別ガイドライン <a href="https://corona.go.jp/prevention/pdf/guideline.pdf">https://corona.go.jp/prevention/pdf/guideline.pdf</a>	兵庫県中小企業事業再開支援事業 新型コロナウイルス感染症拡大による緊急事態宣言対象区域の解除に伴い、社会経済活動が再開されることから、中小法人・個人事業主の皆様を対象に、従業員の労働環境確保のために取り組む接触感染や飛沫感染の拡大防止にかかる経費に補助金を支給します(補助金額:20~40万円(法人)、10~20万円(個人))。	新型コロナウイルス感染症対策「安全対策取組み店舗」の掲示物を商工会で作成、配布 新型コロナウイルス感染拡大予防を考慮し、安全対策に取り組む店舗の取組事項が記載された店舗掲示用紙を商工会で作成しました。(大きさはA3、ラミネート加工を2枚)商工会会員は無料、非会員は有料でお配りします。
新規事業創出・販路拡大		がんばるお店・お宿応援事業補助金 新型コロナウイルス感染症により影響を受けている飲食業、宿泊業、小売業を営む小規模事業者がテイクアウトやデリバリー等新たな取組みに対し支援します(1事業所あたり下限額5万円~上限額10万円の定額補助)  新事業創出支援貸付(資本性ローン) 新規事業展開のための無利子貸付金(貸付限度額:400~3,000万円、貸付割合:対象経費の70%以内、貸付期間:5年6か月、担保・保証人:不要)	川西テイクアウトクーポン 新型コロナウイルス感染症の影響の中、テイクアウトメニューの実施などの工夫をしながら、頑張る飲食店などを応援するため発行します(発行部数:5,500部、クーポンの価格:1部あたり「500円×5枚綴り」を2,000円で販売)  川西商店会 de プレミアム!!(プレミアム付商品券) 新型コロナウイルス感染症による外出自粛の生活において、地域のお店でお得にお買い物を楽しんでいただくことを目的に、川西市内の13の商店会と川西市商工会がタッグを組んで、プレミアム付商品券を発行します(1冊6,000円分使える商品券を5,000円で販売)。
将来に向けた新規投資(補助金活用等)	ものづくり補助金(ものづくり・商業・サービス補助) 新製品・サービス、生産プロセスの改善に必要な設備投資等を支援(補助上限:1,000万円、補助率:中小(1/2)、小規模(2/3)) 特別枠:補助上限:1,000万円、補助率:A類型(2/3)、B・C類型(3/4)、さらに事業再開枠として補助上限:50万円 定額、補助率:10/10 を上乗せ  小規模事業者持続化補助金 小規模事業者が経営計画を作成して取り組む販路開拓等の取組みを支援(補助上限:50万円、補助率:2/3) 特別枠:補助上限:100万円、補助率:A類型(2/3)、B・C類型(3/4)、さらに事業再開枠として補助上限:50万円 定額、補助率:10/10 を上乗せ  IT導入補助金 ITツール導入による業務効率化等を支援(補助上限:30~450万円、補助率:1/2) 特別枠:補助率:2/3または3/4		